

業 務 概 要

平 成 3 0 年 度 版
(平 成 2 9 年 度 実 績)

山口県身体障害者福祉センター

山口県身体障害者更生相談所

目 次

第 1	施設の概要	1
1	所在地	1
2	施設の規模及び構造	3
3	沿革	4
4	組織及び職員配置状況	7
第 2	業務の概要	8
第 3	身体障害者福祉センター A 型	9
1	業務の概要	9
2	平成 29 年度の利用状況	9
第 4	身体障害者更生相談所	10
1	業務の概要	10
2	業務内容と実績	10
(1)	相談業務	10
(2)	判定業務	11
(3)	障害程度審査委員会の開催	13
(4)	市町に対する情報提供	13
(5)	市町身体障害者福祉事務担当職員研修会	13
第 5	身体障害者の福祉の増進を図るために必要な業務	14
1	身体障害者用自動車操作訓練用車両配置事業	14
2	研修事業	14
第 6	業務実績資料	15
1	センター A 型部門	15
(1)	施設の利用状況	15
(2)	利用部門別年度別利用状況	17
2	身体障害者更生相談所部門	18
(1)	年度別相談者数、相談件数	18
(2)	相談会の年度別相談件数	18
(3)	更生医療・補装具の年度別判定件数	18
(4)	障害程度審査会の年度別開催回数・審査件数	18
(5)	身体障害者福祉事務担当職員研修会の年度別参加人数	18
3	身体障害者の福祉の増進を図るために必要な業務部門	19
(1)	自動車操作訓練用車両配置事業の年度別利用人数	19
(2)	点訳ボランティア研修会の年度別参加人数	19

第1 施設の概要

1 所在地

〒753-0092

山口市八幡馬場36番地の1

◎ 山口県身体障害者福祉センター

TEL 山口(083)925-2345

FAX 山口(083)925-2347

◎ 山口県身体障害者更生相談所

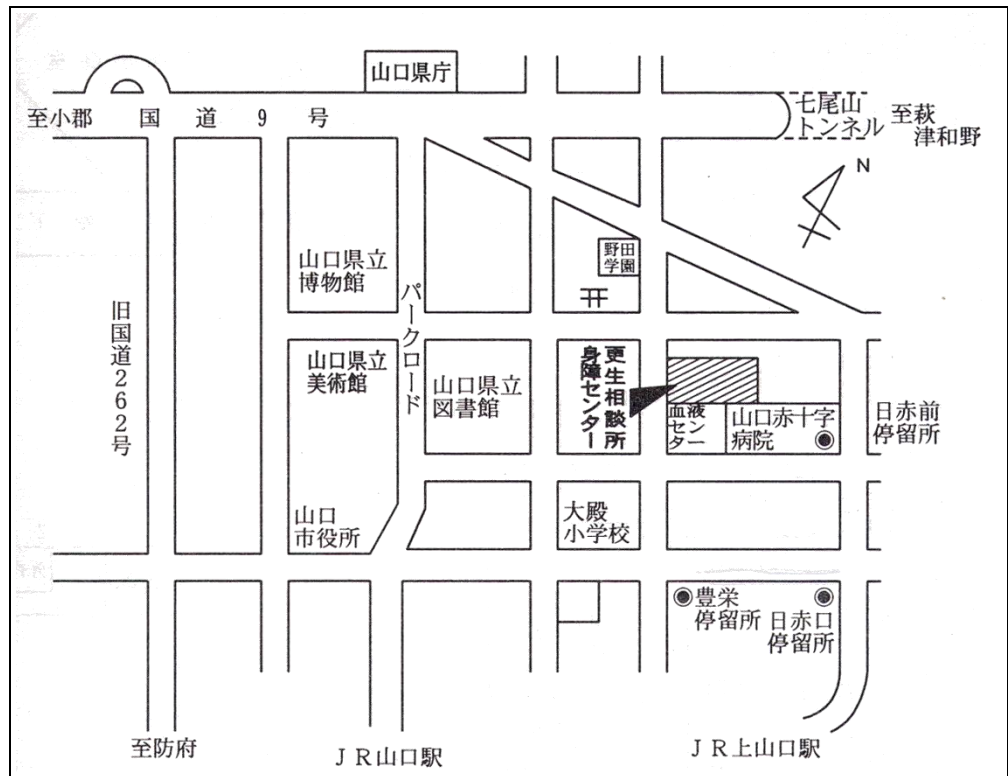
TEL 山口(083)925-2346

FAX 山口(083)925-2347

ホームページ

<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a14100/sinsyoucenter/top.html>

位置図



◎ バス停留所

J R 山口線 上山口駅下車 徒歩10分

バス 防長バス 日赤口停留所下車 徒歩7分

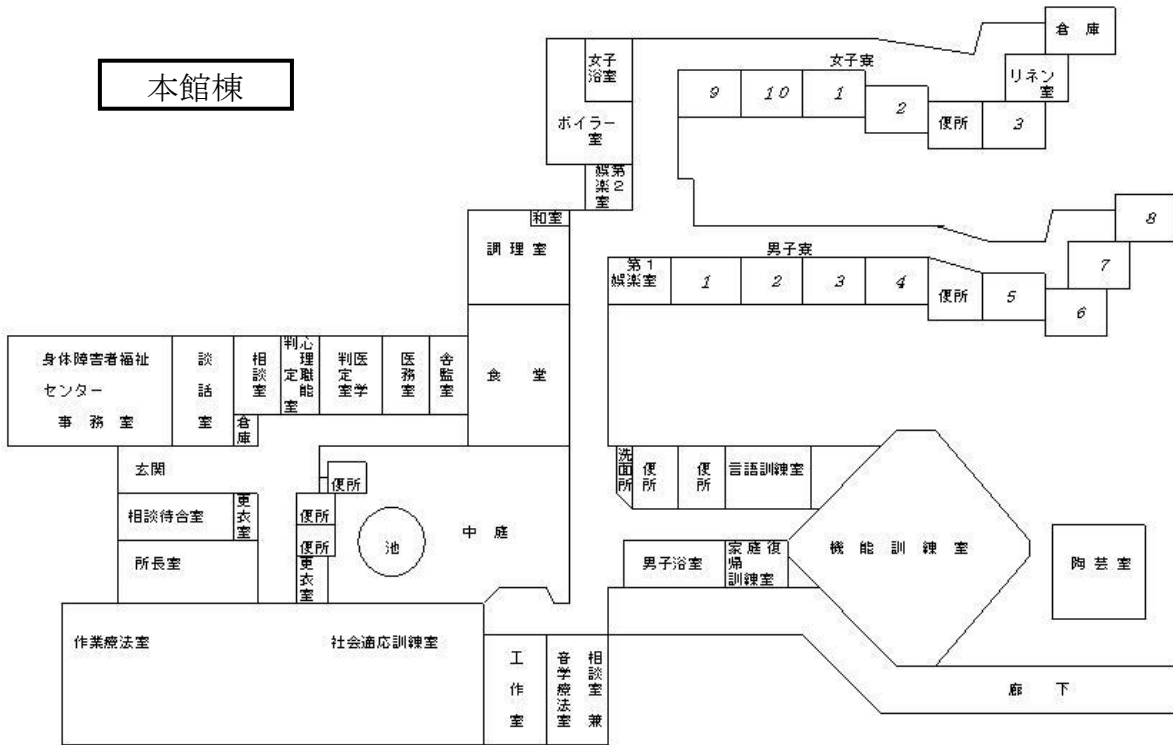
防長バス 豊栄停留所下車 徒歩5分

J Rバス、防長バス 日赤前停留所下車 徒歩5分

山口コミュニティバス 日赤西口停留所 徒歩1分

(参考) 県庁から徒歩20分程度

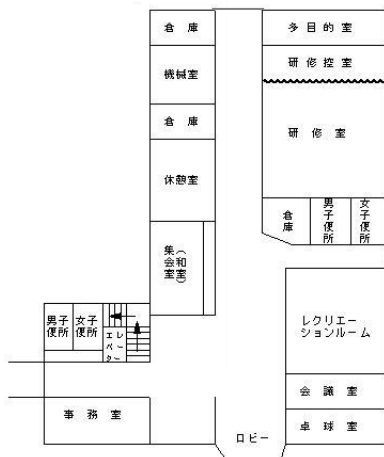
建物配置図



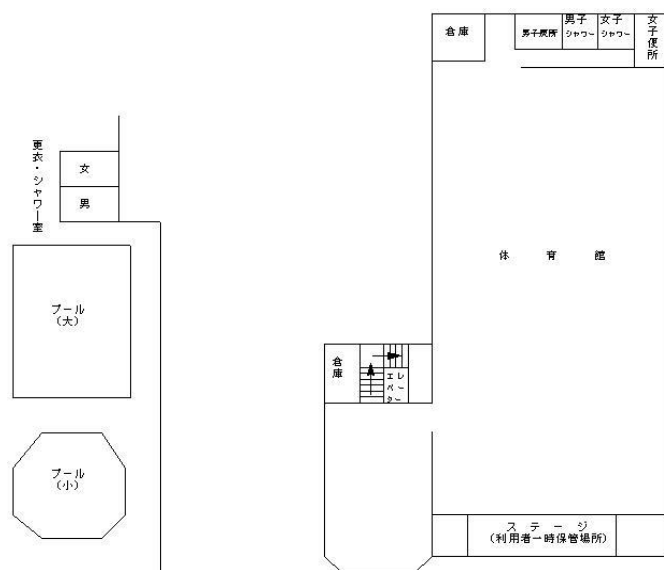
身体障害者福祉センター A型

体育館・研修棟

1 F



2 F



2 施設の規模及び構造

- (1) 敷地面積 10,272.92㎡
 (2) 建物面積 延4,703.47㎡
 (3) 構造 本館棟 鉄筋コンクリート造平屋建（一部二階建）
 体育館・研修棟 鉄筋コンクリート造2階建（一部三階建）
 (4) 施設設備の概要

本館棟	管理棟	800.63	㎡ 所長室、事務室、医学判定室、心理・職能判定室、医務室、 談話室、相談室、相談待合室、食堂、舎監室、調理室、 ボイラー室、更衣室等
	訓練棟	718.98	機能訓練室、社会適応訓練室、作業療法室、家庭復帰訓練室、 言語訓練室、相談室兼音楽療法室、工作室等
	宿舎棟	532.13	若草寮（男子寮、女子寮）、第1娯楽室、第2娯楽室等
陶芸室	29.25		
車庫	55.68	ライトバン1台	
体育館・研修棟	2,500.30	事務室、研修室、レクリエーションルーム、集会室（和室）、 会議室、休憩室、多目的室 体育館（車いすバスケットボール1面、バドミントン4面、 シッティングバレーボール1面、サウンドテーブルテニス3台 卓球7台、シャワー室、トレーニングマシン等）	
その他建築物	66.50	更衣室・シャワー室、浄化装置機械室、ガス計測機器庫	
小計	4,703.47		
プール	216.00	大 9m×15m 4コース 135㎡（水深100～120cm） 小 81㎡（水深50cm）	
その他 （工作物等）	472.60	電動車いす試乗コース 112.5m、物干場、自転車置場、 渡り廊下、バルコニー、スロープ、非常用階段、 駐車場(30台)	
合計	5,392.07		

3 沿革

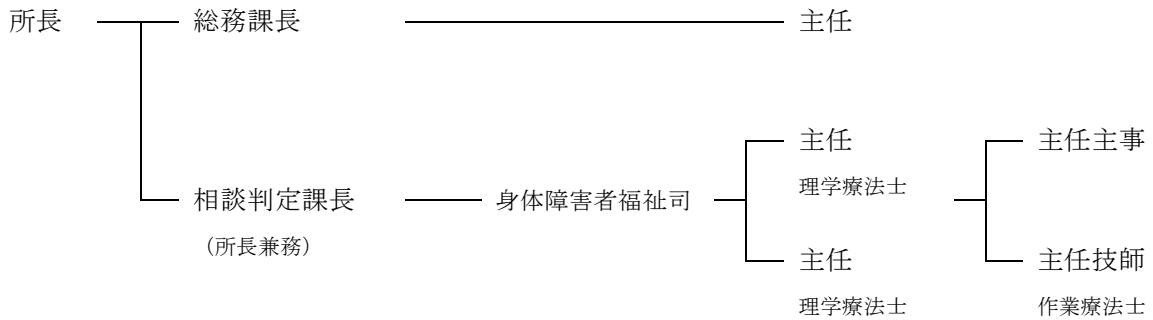
- 昭和27年 3月31日 身体障害者福祉法第27条の規定に基づく山口県肢体障害者更生指導所を
山口市に設置
- 4月 1日 身体障害者福祉法第11条の規定に基づく山口県身体障害者更生相談所を
指導所に併設
所長及び職員を相談所、指導所兼務として発令
山口県身体障害者更生相談所処務規定を制定
- 4月15日 山口県肢体障害者更生指導所処務規定を制定
- 4月28日 山口市大字下宇野令下清水2329番地に庁舎落成
- 5月27日 山口県肢体障害者更生指導所規則を制定
- 昭和30年 1月14日 指導所規則の一部を改正
- 昭和33年12月19日 指導所処務規定の一部を改正
- 昭和35年11月29日 山口県精神薄弱者更生相談所施設として判定室等を増設
- 昭和36年 2月16日 精神薄弱者福祉法第12条の規定に基づき山口県精神薄弱者更生相談所を
併設し、所長及び職員の兼務を発令
- 3月22日 指導所処務規定の一部を改正
- 昭和39年 3月26日 山口県身体障害者更生相談所条例及び山口県肢体障害者更生指導所条例を
改廃
- 4月 1日 相談所処務規定、指導所処務規定を制定
指導所規則の一部を改正
- 昭和40年 9月 1日 山口県精神薄弱者更生相談所の中央児童相談所併設により、業務を移管
所長、職員の兼務を解く
- 昭和41年 4月 1日 処務規定の一部を改正
総務、指導の2主任制
- 昭和42年 5月26日 巡回相談車を配置
- 昭和44年12月 5日 新庁舎起工式を挙行
- 昭和45年 4月 1日 山口県行政組織規則の一部改正により肢体障害者更生指導所に課制を制定
総務課、指導課の二課制
- 5月15日 第一期工事完了
- 6月 4日 山口市八幡馬場36-1の新庁舎に移転
- 昭和46年 2月10日 第二期工事完了
- 3月19日 竣工式挙行
- 4月 1日 指導課を相談指導課に改め、相談係を新設
- 昭和47年 9月 1日 身体障害者自動車操作訓練事業を新設
- 昭和49年10月17日 研修棟、体育館竣工
- 10月18日 山口県肢体障害者更生指導所条例を廃止、山口県身体障害者福祉センター
条例公布
- 11月 1日 総務課に総務係、相談係、指導訓練課に指導係、訓練係の二課四係制
研修棟及び体育館の併設により「山口県身体障害者福祉センター」発足
- 11月11日 山口県身体障害者福祉センター開所式挙行

昭和51年	3月29日	電気炉室及び渡り廊下竣工、窯の火入れ式挙行
	4月20日	肢体不自由児通所訓練事業を開始
昭和54年	6月1日	療育専門職員派遣事業を開始
昭和56年	9月1日	通所事業を開始
昭和60年	4月1日	一般事務科（ワープロ、経理、電算、ペン習字等）設置、地域リハビリテーション推進事業を開始
昭和61年	4月1日	福祉機器相談等事業を開始
昭和62年	4月1日	訓練体系を改め、機能訓練科、社会適応訓練科、自動車操作科の三科とし、入所定員30人、通所定員7人に変更
昭和63年	2月20日	第1回大規模修繕（上水道配管、ガス配管、暖房配管、給湯用ボイラー）竣工
	6月15日	福祉機器総合展示場を開設
平成2年	7月11日	男子寮、女子寮に冷暖房設備竣工
平成3年	1月25日	第2回大規模修繕（センターA型屋根、機能回復訓練室屋根、相談待合室屋根、寮窓枠、玄関前庇等塗装、浴室タイル）竣工
	3月30日	下水道工事竣工
	10月20日	センター祭を開催
平成4年	7月9日	訓練棟、食堂に冷暖房設備工事竣工
	8月20日	本館、寮庇補修完了
平成5年	4月1日	総務課、相談判定課、指導訓練課の三課制とし、更生相談所部門を充実 指導訓練課に班制を導入
	7月9日	管理棟、機能訓練棟に冷暖房設備工事竣工
	9月20日	A型センターに電動車いす試乗コース完成
平成7年	2月24日	駐車場舗装工事竣工
	3月14日	身体障害者更生援護施設条例の一部を改正
	3月31日	山口県身体障害者福祉センター規則の一部を改正
平成8年	3月28日	第3回大規模修繕により、新たに言語訓練室・家庭復帰訓練室・女子浴室竣工
平成9年	8月22日	障害者ネットワーク（ノーマネット）事業を開始
平成11年	3月31日	身体障害者スポーツトレーニング機器（マルチステーション）供用を開始
	4月1日	障害者ケアサービス体制整備モデル事業を開始 身体障害者スポーツ指導員養成事業を開始
平成12年	4月1日	身体障害者自動車運転免許取得助成事業を開始（旧身体障害者自動車操作訓練事業） 中途失明者歩行訓練事業を開始
平成14年	1月31日	障害者ネットワーク（ノーマネット）事業を廃止
平成15年	4月1日	支援費制度開始 福祉機器総合展示場を閉鎖
平成18年	4月1日	障害者自立支援法施行
平成19年	2月1日	高次脳機能障害支援拠点機関として相談窓口を開設
	3月31日	身体障害者自動車運転免許取得助成事業を廃止
	4月1日	身体障害者用自動車操作訓練用車両配置事業を開始
平成22年	3月16日	体育館・研修棟耐震化工事竣工
平成24年	3月31日	身体障害者更生援護施設、こぐま学級を廃止

- 平成24年 4月 1日 社会参加支援施設としての身体障害者福祉センターを発足
総務課、相談判定課の二課体制
(身体障害者更生援護施設条例を一部改正し、身体障害者社会参加支援施設条例に改称)
- 平成25年 4月 1日 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)施行
高次脳機能障害支援拠点機関が県立こころの医療センターに移管し、相談窓口を廃止
- 平成28年 4月 1日 障害者を理由とする差別の解消に関する法律(障害者差別解消法)施行
- 平成30年 3月29日 屋外プール・体育館床改修工事竣工

4 組織及び職員配置状況（平成30年4月1日現在）

(1) 組織



(2) 職員配置状況

(単位：人)

区 分	事務職員	技術職員	計	非常勤職員 臨時職員	合 計
総 務 課	3	0	3	4	7
相 談 判 定 課	2	3	5	0	5
計	5	3	8	4	12

(3) 職種別配置状況

(単位：人)

区 分	所 長	医 師	事務職員	身体障害者 福 祉 司	職 能 判 定 員	保 健 師	生 活 支 援 員
人 員	1		3	1			
区 分	ケースワーカー	理学療法士 (PT)	作業療法士 (OT)	体 育 指 導 員	施 設 管 理 員	計	
人 員		2	1	(1)	(1)	8 (2)	

※非常勤職員は()内、臨時職員は外数

第2 業務の概要

当センターは、「身体障害者社会参加支援施設条例」、「身体障害者更生相談所条例」等に基づき、次のような施設としての機能や業務を担っている。

1 身体障害者福祉センターA型

(身体障害者社会参加支援施設条例第3条第1項)

身体障害者に機能訓練、教養の向上、交流促進、スポーツ・レクリエーションの便宜を供与するための施設として、体育館、研修室、プール等を身体障害者及びその団体等に供与

2 身体障害者更生相談所

身体障害者福祉法により都道府県に設置が義務付けられている身体障害者更生相談所として、次のような業務の実施

(身体障害者更生相談所条例第3条各号)

- (1) 市町相互間の連絡調整等
- (2) 身体障害者に関する専門的相談指導
- (3) 身体障害者の医学的、心理学的、職能的判定
- (4) 補装具の処方・適合判定、補装具費支給要否の判定・意見、自立支援医療（更生医療）費支給の要否の判定

3 身体障害者の福祉の増進を図るために必要な業務

(身体障害者社会参加支援施設条例第3条第2項)

- (1) 身体障害者用自動車操作訓練用車両配置事業
- (2) 研修事業

第3 身体障害者福祉センターA型

1 業務の概要

身体障害者福祉センターA型は、身体障害者福祉法第31条の規定に基づいて設置された施設で身体障害者及びその家族並びに関係機関・団体等に対し身体障害者の福祉向上のための施設として無料で供与している。

また、身体障害者に関する各種相談対応や、講習、訓練、情報、文化教養、スポーツ・レクリエーション等の活動、身体障害者の福祉に関するボランティアの養成及び住民の啓発等の事業を行うことを目的としている。

なお、身体障害者福祉センター屋外プール他改修工事に伴い安全確保の観点から、平成29年12月1日から平成30年3月31日まで閉館した。

<施設の内容>

体育館（車いすバスケットボール、シッティングバレーボール、バドミントン、卓球、サウンドテーブルテニス、トレーニングマシン、シャワー室等）、研修室、集会室（和室）、会議室、多目的室、休憩室、卓球室、レクリエーションルーム、屋外プール

2 平成29年度の利用状況

区分	件数	利用者数(人)
体育館	303	延 3,513
研修室	58	2,138
集会室(和室)	14	392
会議室	41	812
多目的室	8	201
休憩室	24	593
卓球室	50	802
レクリエーションルーム	164	1,798
屋外プール	53	740
合計	715	10,989

第4 身体障害者更生相談所

1 業務の概要

身体障害者更生相談所（以下「更生相談所」という。）は、身体障害者福祉法第11条の規定に基づき設置し、「身体障害者更生相談所の設置及び運営について」（平成15年3月25日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づき運営している。

身体障害者の更生援護に係る専門的、技術的助言を行う中枢機関として、専門的相談・指導業務、判定業務、市町間の連絡調整等の業務を行っている。

2 業務内容と実績

(1) 相談業務

身体障害者に関する専門的な知識及び技術を必要とする相談及び指導を行っている。また、市町が行う援護の実施に関し、市町に対する専門的な技術的援助及び助言を行っている。

平成29年度相談者数・相談件数

相 談 者 数 (人)				相 談 件 数 (件)			
定 期	巡 回	訪 問	計	定 期	巡 回	訪 問	計
2,992	182	0	3,174	3,009	279	0	3,288

(注) 「相談者数」、「相談件数」ともに受付ベースで前年度からの繰越分を含む。「定期」は下記の定期相談会及び更生医療・補装具の判定業務に係るもの、「巡回」は下記の巡回相談会に係るもの。

ア 相談会の開催

(ア) 定期相談

定期相談会として、山口・防府地域を対象に当所において毎月開催し、補装具の処方、適合判定を実施している。

(イ) 巡回相談

巡回医相談会として、県内7地域を対象に毎月又は隔月に開催し、補装具の処方、適合判定を実施している。

平成29年度相談会の開催状況

区 分	開催回数 (回)	相談件数 (件)			
		補装具処方	補装具適合	計	
定期相談会	山口・防府	12	33	21	54
巡回相談会	岩 国	6	20	20	40
	柳 井	6	14	20	34
	周 南	6	29	27	56
	宇部・小野田	6	23	21	44
	下 関	12	35	34	69
	萩	6	13	8	21
	長 門	6	4	4	8
	計	48	138	134	272
相談会 計		60	171	155	326

イ 随時相談

随時、来所及び電話での相談に応じている。

(2) 判定業務

更生医療や補装具費支給に係る市町からの判定依頼に対し、定期相談会、巡回相談会、書類審査及び訪問調査を通じて各専門医による医学的判定や職能的判定を行い、支給の適否についての判定書を交付している。

ア 定期相談会・巡回相談会

前(1)相談業務のとおり。

イ 書類審査

- ・ 肢体不自由 (整形外科) 月2回、(脳神経外科) 月1回
- ・ 視覚障害 (眼科) 随時
- ・ 聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害 (耳鼻咽喉科) 月2回
- ・ 内部障害
 - 心臓機能障害 (内科) 月2回
 - じん臓機能障害 (泌尿器科) 月1回
 - 呼吸器機能障害 (内科) 随時
 - ぼうこう、直腸機能障害、小腸機能障害 (消化管外科) 随時
 - 免疫機能障害 (内科) 随時
 - 肝臓機能障害 (内科) 随時

ウ 平成29年度の実績

① 更生医療の判定書交付件数

(単位：件)

区分	視覚	聴覚 平衡	音声 言語 そしゃく	肢体 不自由	心臓	じん臓	その他	計
適	0	2	1	564	903	605	82	2,157
不適	0	0	0	1	0	0	0	1
計	0	2	1	565	903	605	82	2,158

② 補装具の判定書交付件数

(単位：件)

区 分		18歳未満		18歳以上		計
		適	不適	適	不適	
肢 体 不 自 由	義 肢			51	1	52
	上肢装具			8		8
	体幹装具			1	1	2
	下肢装具	5		142	1	148
	車椅子	14		60		74
	電動車椅子	3		27		30
	歩行補助杖					0
	歩行器	19	1			20
	靴型装具			11		11
	座位保持装置	16		33		49
	座位保持椅子	5				5
	起立保持具	7				7
	頭部保持具					0
	意思伝達装置			6		6
視覚障害	弱視眼鏡					0
	遮光眼鏡					0
	コンタクトレンズ					0
聴覚障害	補聴器	9		313	1	323
	FM補聴システム	2		2		4
内部障害	車いす					0
	電動車いす					0
総 計		80	1	654	4	739

(3) 障害程度審査委員会の開催

身体障害者手帳の交付事務で特に専門的知識及び技術を必要とする事項について、障害程度審査会を開催し医師等による審査を行い、専門的意見を提供している。

平成29年度障害程度審査委員会の開催状況

障 害 別	開催回数 (回)	審査件数 (件)
視 覚	22	170
聴覚・平衡・音声言語・そしゃく	16	56
肢体不自由 (整形)	22	373
肢体不自由 (脳神経)	12	546
心 臓	22	425
じん臓	12	81
呼吸器	12	293
直腸・小腸	6	9
その他	9	25
計	133	1,978

(4) 市町に対する情報提供

補装具（福祉機器）等に対する専門的情報を収集・管理し、必要に応じて市町に情報提供をしている。

(5) 市町身体障害者福祉事務担当職員研修会

市町の身体障害者福祉事務担当者を対象とする実務研修会を開催し、補装具や更生医療等に関する知識の向上を図っている。

平成29年度研修会の開催状況

名 称	開 催 日	参加人数	対 象 者
身体障害者福祉 事務担当職員研修会	H29. 5. 24(水)	47人	市町の身体障害者福祉事務担当職員

第5 身体障害者の福祉の増進を図るために必要な業務

1 身体障害者用自動車操作訓練用車両配置事業

ア 事業内容

障害者総合支援法第77条第1項の規定に基づく市町地域生活支援事業として行われる自動車運転免許取得助成事業に係る運転免許取得の便宜を図るため、山口県公安委員会が指定した自動車教習所に駆動装置等の一部を改造した教習用自動車を予算の範囲内で配置している。

イ 実施主体

山口県

ウ 車両利用対象者

山口県内の市町に援護の実施責任のある身体障害者で、山口県公安委員会が行う自動車運転免許適性試験に合格した者など、山口県身体障害者福祉センター所長が適当と認めた者

配置自動車学校

自動車学校名	所在地	電話	備考
山口県湯田自動車学校	山口市葵2丁目4-55	083-924-4611	手動式アクセル・ブレーキ限定対応車

平成29年度自動車操作訓練用車両利用状況

(単位：人)

相談者総数 ()は前年度繰越再掲	訓練利用者	
	車両利用	次年度繰越
0	3	0

2 研修事業

点訳ボランティア研修会

県内で点訳ボランティアとして活動している者を対象に、点訳技術の向上を目的に開催している。

研修終了者は、地域社会における点訳奉仕の中心として活躍しており、視覚障害者の福祉の向上に寄与している。

平成29年度研修会の開催状況

名称	開催日	参加人数	対象者	開催場所
点訳ボランティア研修会	H29.11.19(日)	46人	県内の点訳ボランティア	山口県身体障害者福祉センター(研修室)

第6 業務実績資料

1 センターA型部門

(1) 施設の利用状況

(単位：上段は件、下段は人)

区分		月別						
		4	5	6	7	8	9	
利用者別	身障者 又身障者 は者体	視	6 125	2 30	2 20	3 52	2 38	3 52
		聴	4 26	6 43	6 122	4 23	5 35	4 27
		肢	37 285	31 231	36 255	32 232	28 160	31 247
	直接関係機関 ホ、ランテア団体	0 0	4 128	2 137	10 206	11 126	0 0	
	その他機関	21 432	26 700	22 425	29 491	44 777	16 308	
	計	68 868	69 1,132	68 959	78 1,004	90 1,136	54 634	
利用内容別	機能回復訓練 (体育を含む)	29 373	25 329	25 240	24 251	22 209	23 261	
	研修、講習、 会議等	10 230	14 438	10 387	10 327	9 242	8 205	
	レクリエーション	29 265	30 365	33 332	44 426	59 685	23 168	
	計	68 868	69 1,132	68 959	78 1,004	90 1,136	54 634	
利用部門別	体育館	42 551	40 498	44 578	38 402	30 256	34 358	
	研修室	6 242	13 502	8 358	7 295	7 210	5 183	
	集会室 (和室)	2 33	2 130	2 86	2 30	1 21	1 8	
	会議室	7 109	5 156	6 129	4 100	5 58	5 86	
	多目的室	1 11	3 140	1 10	1 10	0 0	1 20	
	休憩室	5 63	5 214	2 32	2 54	3 50	2 69	
	卓球室	5 48	5 162	5 90	11 161	10 152	6 64	
	レクリエーションルーム	21 188	21 351	21 214	20 157	25 301	18 163	
	屋外プール	0 0	0 0	0 0	16 185	37 555	0 0	
	計	89 1,245	94 2,153	89 1,497	101 1,394	118 1,603	72 951	

区分		月別						計	
		10	11	12	1	2	3		
利用者別	身障者 又 身障者 は 者 体	視	3 47	3 47	0 0	0 0	0 0	0 0	24 411
		聴	5 31	4 25	0 0	0 0	0 0	0 0	38 332
		肢	32 247	27 184	0 0	0 0	0 0	0 0	254 1,841
	直接関係機関 ホランテニア団体	4 57	2 69	0 0	0 0	0 0	0 0	0 723	
	その他機関	18 359	18 336	0 0	0 0	0 0	0 0	194 3,828	
	計	62 741	54 661	0 0	0 0	0 0	0 0	543 7,135	
	利用内容別	機能回復訓練 (体育を含む)	25 337	30 227	0 0	0 0	0 0	0 0	203 2,227
研修、講習、 会 議		7 133	8 228	0 0	0 0	0 0	0 0	76 2,190	
レクリエーション		30 271	16 206	0 0	0 0	0 0	0 0	264 2,718	
計		62 741	54 661	0 0	0 0	0 0	0 0	543 7,135	
利用部門別	体育館	41 456	34 414	0 0	0 0	0 0	0 0	303 3,513	
	研修室	6 137	6 211	0 0	0 0	0 0	0 0	58 2,138	
	集和会室 (和室)	3 76	1 8	0 0	0 0	0 0	0 0	14 392	
	会議室	5 115	4 59	0 0	0 0	0 0	0 0	41 812	
	多目的室	0 0	1 10	0 0	0 0	0 0	0 0	8 201	
	休憩室	2 50	3 61	0 0	0 0	0 0	0 0	24 593	
	卓球室	4 77	4 48	0 0	0 0	0 0	0 0	50 802	
	レクリエーションルーム	19 227	19 197	0 0	0 0	0 0	0 0	164 1,798	
	屋外プール	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	53 740	
	計	80 1,138	72 1,008	0 0	0 0	0 0	0 0	715 10,989	

※利用者別、利用内容別は実数、部門別は延べ数

※平成29年度は改修工事のため利用期間はH29.4~29.11

(2) 利用部門別年度別利用状況

(単位：人)

年度 利用部門	22	23	24	25	26	27	28	29
体 育 館	3,945	3,540	2,928	2,931	2,574	3,230	5,163	3,513
研 修 室	3,245	2,486	2,358	2,072	2,521	3,006	3,167	2,138
集 会 室	425	273	290	174	218	351	889	392
会 議 室	715	519	362	373	583	749	1,345	812
多 目 的 室		93	106	124	184	211	450	201
休憩室(軽食堂)	626	407	421	353	459	607	698	593
卓 球 室	285	302	359	426	588	541	790	802
レクリエーションルーム			757	794	1,311	1,233	2,187	1,798
屋 外 プ ー ル	679	563	557	510	515	586	699	740
計	9,920	8,183	8,138	7,757	8,953	10,514	15,388	10,989

※平成29年度は改修工事のため利用期間はH29.4～29.11

2 身体障害者更生相談所部門

(1) 年度別相談者数、相談件数

年度	相 談 者 数 (人)			相 談 件 数 (件)		
	定 期	巡 回	計	定 期	巡 回	計
2 2	3,049	183	3,232	3,085	372	3,457
2 3	2,866	164	3,030	2,910	303	3,213
2 4	2,861	193	3,054	2,898	280	3,178
2 5	2,937	158	3,095	2,956	235	3,191
2 6	2,950	140	3,090	2,968	211	3,179
2 7	2,858	148	3,006	2,877	222	3,099
2 8	2,913	189	3,102	2,935	283	3,218
2 9	2,992	182	3,174	3,009	279	3,288

(2) 相談会の年度別相談件数

(単位：件)

年度 区分	2 2	2 3	2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	2 9
定期相談会	85	79	102	60	56	58	49	54
巡回相談会	372	303	280	235	211	222	275	272
計	457	382	382	295	267	280	324	326

(3) 更生医療・補装具の年度別判定件数

(単位：件)

年度 区分	2 2	2 3	2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	2 9
更生医療	2,107	2,112	2,086	2,207	2,131	2,023	2,088	2,158
補装具	1,011	833	831	822	732	793	743	739
計	3,118	2,945	2,917	3,029	2,863	2,816	2,831	2,897

(4) 障害程度審査会の年度別開催回数・審査件数

年度 区分	2 2	2 3	2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	2 9
開催回数(回)	123	130	147	134	130	146	141	133
審査件数(件)	1,580	2,065	2,493	2,143	2,180	2,421	2,154	1,978

(5) 身体障害者福祉事務担当職員研修会の年度別参加人数

(単位：人)

年度 区分	2 2	2 3	2 4	2 5	2 6	2 7	2 8	2 9
参加人数	41	42	50	51	46	53	43	47

3 身体障害者の福祉の増進を図るために必要な業務部門

(1) 自動車操作訓練用車両配置事業の年度別利用人数

(単位：人)

年度 内容	22	23	24	25	26	27	28	29
利用人数	11	3	4	2	3	2	3	3

(2) 点訳ボランティア研修会の年度別参加人数

(単位：人)

年度 内容	22	23	24	25	26	27	28	29
参加人数	53	46	59	53	58	78	62	46